

長野県耐震改修促進計画（第IV期）について

案

計画の基本的事項

- 計画の目的** 耐震化を促進することにより、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ること
- 計画期間** R8年度～R12年度（5年間）

基本的な考え方

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しの反映
- 「『地震災害死ゼロ』に挑戦」を踏まえた住宅耐震化の促進
- 高齢者世帯が居住する住宅耐震化の促進
- 建築物の用途・規模に応じた優先順位をつけた耐震化の促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と支援取組強化

目標と主な取組

住宅

R12 目標：92 %

【現状：86 % (R5)】

【耐震化を図るための施策等】

《支援制度》

- 診断、設計、改修、除却支援（補助）
 - ⇒ 地域課題に対応した支援制度充実

● 融資制度、税制活用周知

《促進に向けた方策》

- 様々なツールを活用し啓発 (TVCN、SNS等)
- 福祉関係機関と連携した啓発
- 所有者負担軽減（低凹工法、代理受領、利子補給）
- バリアフリー、省エネ改修と併せた計画

多数の者が利用する建築物^{※1}

R12 目標：概ね解消^{※2}

【内：大規模建築物^{※3}：100 %（漢字）】

【現状：94 % (R7)】

【耐震化を図るための施策等】

《支援制度》

- 診断、改修支援（補助）
 - ⇒ 大規模建築物や避難所活用施設へ支援
- 融資制度（中小企業融資制度）活用周知

《促進に向けた方策》

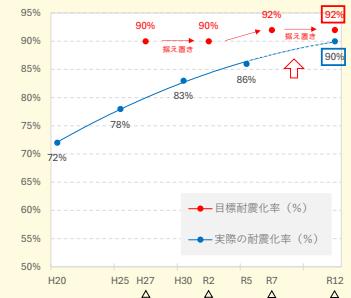
- 診断義務付け対象建築物への直接的な啓発
- 市町村、関係部局と連携し耐震化啓発

※1 学校、ホテル等で階数2又は3以上かつ延べ面積1,000m²以上など

※2 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標

※3 ※1等で大規模（階数2又は3以上かつ延べ面積5,000m²以上）な旧耐震基準建築物

住宅耐震化率と目標の推移



公共建築物（県有施設）

R12 目標：残り4棟の耐震化着手

残りの施設や第一期、第二期県有施設耐震化整備プログラム対象外施設の耐震化推進

その他

緊急輸送道路沿い建築物の耐震化啓発

《建築物以外の取組》

- ブロック塀等の転倒防止対策
- 非構造部材（天井、外壁等）の耐震対策 など

《命を守る、日頃からの備え》

- 平成12年以前建築の新耐震基準住宅への対応
- 住替え、防災バッドや耐震シャルタの導入検討
- 地震保険・共済加入促進

法 律

▶ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(阪神・淡路大震災の教訓から制定)

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針^{*}に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

^{*} 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針【平成18年国交省告示第184号】

計画の目的

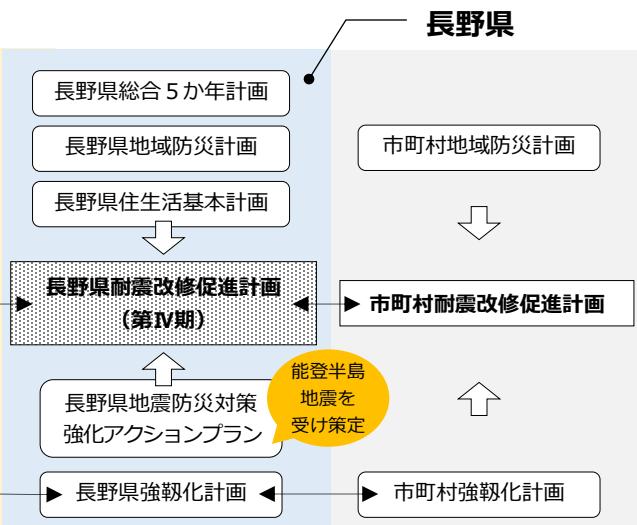
既存建築物の耐震化を促進することにより、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ること

計画期間

▶ R8年度～R12年度（5年間）

今年度策定予定

位置付け



▶ 計画に定める事項

▶ 耐震改修促進法第5条第2項

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 啓発及び知識の普及に関する事項
- 劝告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

▶ 第IV期の基本的な考え方

▶ 第IV期計画から追加

- ✓ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しの反映
- ✓ 長野県地震防災対策強化アクションプランの基本目標である「『地震災害死ゼロ』に挑戦」を踏まえた住宅耐震化の促進
- ✓ 高齢者世帯が居住する住宅耐震化の促進

▶ 第III期計画から継続

- ✓ 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組
- ✓ 建築関係団体と連携し耐震化啓発と支援取組強化
- ✓ 建築物の用途・規模に応じた優先順位をつけた耐震化の促進



令和6年能登半島地震

目標と主な取組（案）

建物用途	現状／現計画の目標 [R7]	新計画の目標 [R12]	取組方針	
住宅	(H30) 82.5 % → (R5) 86 % / 92 %	92 %	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が耐震化しやすい環境整備 耐震化率の低い地域等の耐震化促進 	
多数の者が利用する建築物※1	(R2) 92.5 % → (R7) 94 % / 95 %	概ね解消※2	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きい建築物の耐震化促進（要緊急安全確認大規模建築物） 	
要緊急安全確認大規模建築物※3 耐震性不足解消率※4 ▷	(R2) 81.5 % → (R7) 92 % / 100 %	100 % (残り8棟)	<ul style="list-style-type: none"> 残りの公共建築物の耐震化促進 耐震化率の低い用途の耐震化促進 	
緊急輸送道路沿道建築物	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道沿い建築物の耐震化啓発 	
県有施設	割増改修と機能強化 中規模施設等の耐震化	(R2) 残24棟 → (R7) 残4棟 ※残り4棟はあり方検討中	残り4棟の耐震化着手	<ul style="list-style-type: none"> 残りの施設や第一期、第二期県有施設耐震化整備プログラム対象外施設の耐震化推進

※ 1 多数の者が利用する建築物：学校、ホテル等で階数2又は3以上かつ延べ面積1,000m²以上など（耐震改修促進法第14条第一号）

※ 2 概ね解消：耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標

※ 3 要緊急安全確認大規模建築物：多数の者が利用する建築物等の中で大規模（階数2又は3以上かつ延べ面積5,000m²以上）な旧耐震基準建築物（耐震改修促進法附則第3条）

※ 4 耐震性不足解消率：診断の結果が公表された建築物数（全97棟）に占める、耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合

多数の者が利用する建築物 等

旧耐震基準建築物

新耐震基準建築物

要緊急安全確認大規模建築物
※旧耐震基準の中で規模の大きいもの

【参考】国の基本方針及び国土強靭化計画における目標

住宅：令和17年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

要緊急：令和12年度までに概ね解消

住宅の耐震化を図るための施策等（案）



耐震化の支援制度



【補助制度】

- 普及啓発、耐震診断、補強設計、耐震改修等への補助
 - **国**：普及啓発、耐震診断、補強設計、耐震改修等へ補助
 - 県**：耐震診断、補強設計、耐震改修等へ補助

《住宅・建築物耐震改修総合支援事業（H14～）》

⇒ 地域課題にあった耐震化の支援制度充実

〔例：明治以前に建築された古民家（大鹿村）

豪雪地域の高基礎住宅（野沢温泉村）〕

市町村：所有者等が行う耐震診断、耐震改修等へ補助

※ **国**、**県**は原則、**市町村**に対して補助を行う（協調補助）

【融資制度】

- 耐震改修に必要な資金に対する融資
 - **金融機関**：リフォーム融資等

【税制】

- 税制の特例措置（所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置）

▼ 普及啓発 ▼

▼ 改修事業者講習会 ▼

▼ TVCM ▼



■ 対応済

□ 対応予定

耐震化のさらなる促進に向けた方策



【所有者への普及啓発】

- 個別訪問、住宅所有者へのダイレクトメールの実施
 - **市町村**：アクションプログラムに基づき実施
- 様々なツールを活用した普及啓発
 - **県**：TVCM、SNS等を活用した情報発信（R6～）
 - 福祉関係機関と連携した啓発

【改修をしやすい環境整備】

- リフォームや省エネ改修を合わせた改修計画の提案

【所有者負担を減らす工夫】

- 耐震改修コストを下げる工法等の工夫
 - **県**：改修事業者講習会の実施（H30～）
- 所有者の金銭準備の負担軽減
 - **県**：代理受領制度導入（R6～）**市町村**：制度順次導入
 - 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン活用推進

【耐震改修以外の方法】

- 除却や住み替え等の支援
 - **県**：除却へ補助（R5～）**市町村**：順次除却補助創設

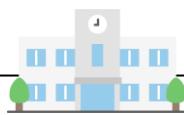
【先を見据えた取組】

- 平成12年以前に建築された新耐震基準住宅の耐震性能検証法の周知

下線部が今後5年間の新たな取組

多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための施策等（案）

■ 規模の大きい建築物の耐震化促進



耐震化の支援制度

【補助制度】

- 普及啓発、耐震診断、補強設計、耐震改修等への補助
 - 国：補強設計、耐震改修等への補助
 - 県：診断義務付け建築物の耐震改修への補助
 - 《大規模建築物等耐震改修緊急促進事業（H26～）》
 - ➡ 大規模建築物の耐震化促進
 - 市町村：所有者等が行う耐震改修へ補助

■ 耐震化率の低い用途の耐震化促進



耐震化の支援制度

【補助制度】

- 普及啓発、耐震診断、補強設計、耐震改修等への補助
 - 国：耐震診断、補強設計、耐震改修等への補助
 - 県：耐震診断や避難施設の耐震改修への補助
 - 《住宅・建築物耐震改修総合支援事業（H14～）》
 - ➡ 避難所となるホテル・旅館等の耐震化促進
 - 市町村：所有者等が行う耐震診断、耐震改修へ補助

【融資制度】

- 耐震改修に必要な資金に対する融資
 - 県：長野県中小企業融資制度（経営健全化支援金）
 - 金融機関：リフォーム融資等

耐震化のさらなる促進に向けた方策



【所有者への普及啓発】

- 耐震診断義務付け対象建築物所有者等への直接的な耐震化の普及啓発
- 市町村、関係部局と連携した耐震化の普及啓発
- 市町村有施設の重点的な耐震化の普及啓発

■ 国交省支援制度以外の有効活用

参考

【補助制度】

病院 … 耐震診断：医療施設耐震化促進事業（厚労省）

耐震改修：医療施設等耐震整備事業（厚労省）

※ 政策医療を担う病院を対象としている補助金

《令和5年厚生労働省調査》

耐震性が確保された病院 79.5 % 97 / 122 病院



緊急輸送道路沿建築物の耐震化を図るための施策等（案）

- 長野県緊急輸送道路ネットワーク計画見直しに伴う見直し
《耐震改修促進計画（第III期）》
 耐震改修促進法第5条第3項第三号（耐震診断努力義務路線）
 により、地震時に通行を確保すべき道路として
 「地域防災計画に定める緊急輸送道路（1次・2次）」を指定



《耐震改修促進計画（第IV期）》

「地域防災計画に定める緊急輸送道路（1次・2次・3次）」

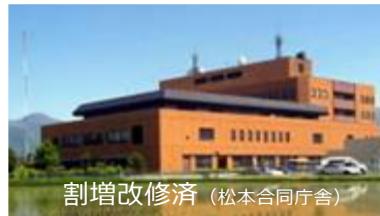
- 引続き、耐震診断補助等により耐震化啓発
- 必要に応じて、緊急輸送道路沿建築物の精査

県有施設の耐震化を図るための施策等（案）

【県有施設耐震化整備プログラム対象施設】

- 災害拠点施設の割増改修※1未済の耐震化着手（4棟）

※ 1 割増改修…防災上重要な庁舎を震災直後でも業務継続可能なように改修すること



割増改修済（松本合同庁舎）



天井の耐震対策

【県有施設耐震化整備プログラム対象外施設】

- 小規模建築物の耐震化推進

※ 県有施設耐震化整備プログラムでは、防災上重要な庁舎等、緊急度の高い施設の耐震化（割増改修等）を優先的に実施

その他（建築物以外）

- ブロック塀等の転倒防止対策
- 非構造部材（天井、外壁等）の耐震対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- 建築設備の耐震対策
- 宅地の耐震化

地震リスク低減や災害への備え

【段階的な耐震改修工事の実施】

- 最終的には住宅全体の耐震改修を想定しつつ、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強



【命を守るためにの家具等の導入】

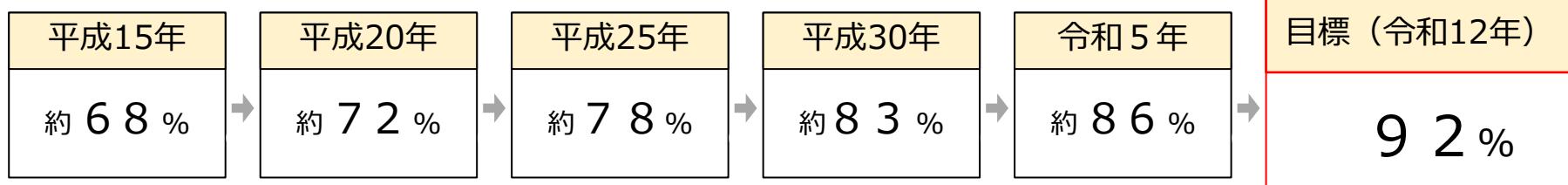
- 防災ベッドや耐震シェルターの導入検討



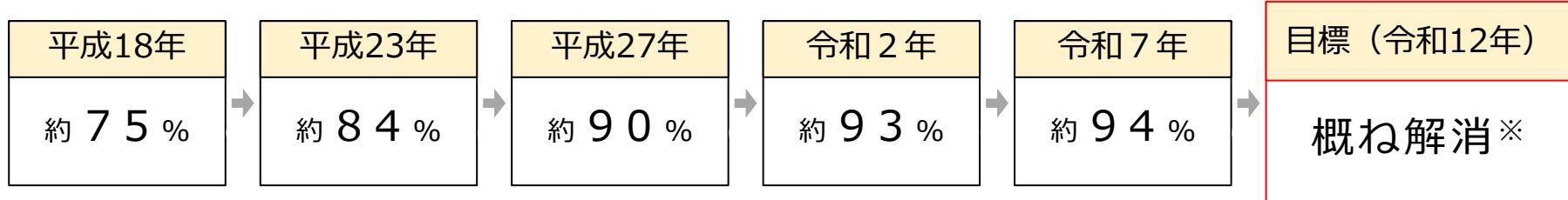
【日頃からの災害の備え】

- 感震ブレーカーの設置促進
- 地震保険・共済への加入促進
- 避難場所の確認、防災備蓄の確保、避難袋の用意 等

■住宅の耐震化率の現状と目標

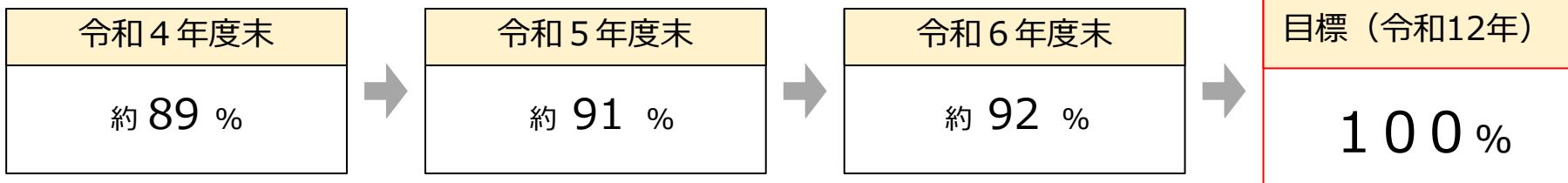


■多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状と目標



※概ね解消：耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標

■要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率の現状と目標



※耐震性不足解消率：耐震診断の結果公表時（H29.2）の建築物の耐震化が何棟完了したかを示す値

■長野県における住宅の耐震化率と目標の推移

